第二十三条の四中「「の」を「又は」とあるのは「若しくは」と、「の」に改める。

第二十三条の七第二項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の」に、「第六十八条の八十五の三第十四項第二号イ」を「第六十八条の八十五第十四項第二号イ」に改める。

第二十四条第三十九項中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五第一項」に、「第六十八条の八十五の三の」を「第六十八条の八十五の」に改め、同項の表租税特別措置法第六十八条の七十四第一項の項及び租税特別措置法第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項の項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改め、同表租税特別措置法第六十八条の七十六の二第一項の項中「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十四」に改め、同表租税特別措置法第六十八条の八十五の三第十四項第二号ハの項中「第六十八条の八十五の三第十四項第二号ハ」を「第六十八条の八十五第十四項第二号ハ」に改め、同表租税特別措置法第六十八条の八十五の三第十四項第二号ニの項中「第六十八条の八十五の三第十四項第二号ニ」を「第六十八条の八十五第十四項第二号ニ」に改め、同条第四十項の表法人税法施行令第百五十五条の五第二号の項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の百九第一項の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の百九第二項の項を削り、同表租税特別措置法施行令第三十九条の百九の二第一項の項中「第三十九条の百九の二第一項」を「第三十九条の百九第一項」に改める。

第三十七条第二項第六号イ中「（平成二十三年法律第百十三号）」を削る。

附　則

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十二条の二の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第十条の二の二第三項に」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の三第三項」に改める部分に限る。）、同条を第十二条の二の三とする改正規定、第十二条の二の次に一条を加える改正規定、第十二条の三の二の見出しの改正規定、同条第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「第十条の三の二第一項ただし書」を「第十条の三の三第一項ただし書」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第十条の三の二第一項」を「第十条の三の三第一項」に改める部分に限る。）、同条を第十二条の三の三とする改正規定、第十二条の三の次に一条を加える改正規定、第十二条の四の改正規定、第十七条の二の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を第十七条の二の次に一条を加える改正規定、第十七条の二の二第一項、第十七条の三の次に一条を加える改正規定、第十七条の四の改正規定（「第十七条の二第十二項、第十七条の二の二第八項」を「第十七条の二第十三項、第十七条の二の二第九項」に改める部分を除く。）、第二十二条の二の二（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「第二十五条の二の二第八項」を「第二十五条の二の三第九項」に改める部分及び同条第四項中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改める部分を除く。）、同条を第二十二条の二の三とする改正規定、第二十二条の二の次に一条を加える改正規定、第二十二条の三の二（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「第六十八条の十五の三第一項後段」に改める部分を除く。）、同条を第二十二条の四の改正規定（「第六十八条の十五の三の」を「第六十八条の十五の六の」に、「第三十九条の四十五の三」を「第三十九条の四十五の六」に、「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に、「第二十五条の二第十三項、第二十五条の二の二第九項」に、「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に、「第六十八条の十五の二第六項」を「第六十八条の十五の五第六項」に、「前条第十四項」を「第三十九条の四十五の二第十四項」に改める部分を除く。）は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日から施行する。

2　この政令の施行の日から前項ただし書に規定する日の前日までの間におけるこの政令（同項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十二条の二の二の規定の適用については、同条第三項中「第二十五条の二の三第九項」とあるのは、「第二十五条の二の二第九項」とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十七号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号並びに第四条の二第一項第七号及び第三項中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

第三十条の二中「法人及び」を「法人」に改め、「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）」の下に「第四十三条の十一第一項又は第六項（港湾運営会社の指定）の規定により国土交通大臣又は国際拠点港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際拠点港湾をいう。）の港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理者をいう。）が指定する株式会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた株式会社とみなされる同法附則第二十項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により国土交通大臣が指定する株式会社を含む。）及び同法」を加える。

第三十六条の三第五項ただし書、第五十一条の十二第五項ただし書、第五十九条の二第二項及び第三項並びに第六十一条第一項第一号中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の十二」を「第一条の十三」に改める。

第一条の二第二号ただし書中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

第一条の四第一号中「の特例」を削り、「第一条の十第一項」を「第一条の十一第一項」に改め、同条第三号中「課徴金」を「公課」に改め、同条第四号中「輸入取引」の下に「（法第四条第一項に規定する輸入取引をいう。以下同じ。）」を加える。

第一条の五第一項中「に含まれる輸入港までの運賃等」を「の決定の原則」に、「航空運送貨物」を「航空運送貨物等」に改め、同条第三項中「（課税価格に含まれる特許権等の対価）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「（課税価格に含まれる役務に要する費用）」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。